

第 1 編 総 論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び愛媛県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、今治市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に鑑み国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 第6編 地域特性に応じた避難
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置についての検証に基づき、必要に応じて行われる基本指針の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、今治市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、愛媛県知事（以下「知事」という。）に協議し、今治市議会（以下「市議会」という。）に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

4 市国民保護計画の作成上の留意点

(1) 市国民保護計画については、県国民保護計画に基づき作成するものとし、計画の作成にあたっては、国の基本指針も踏まえるものとする。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実強化・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等（以下「要配慮者」という。）への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

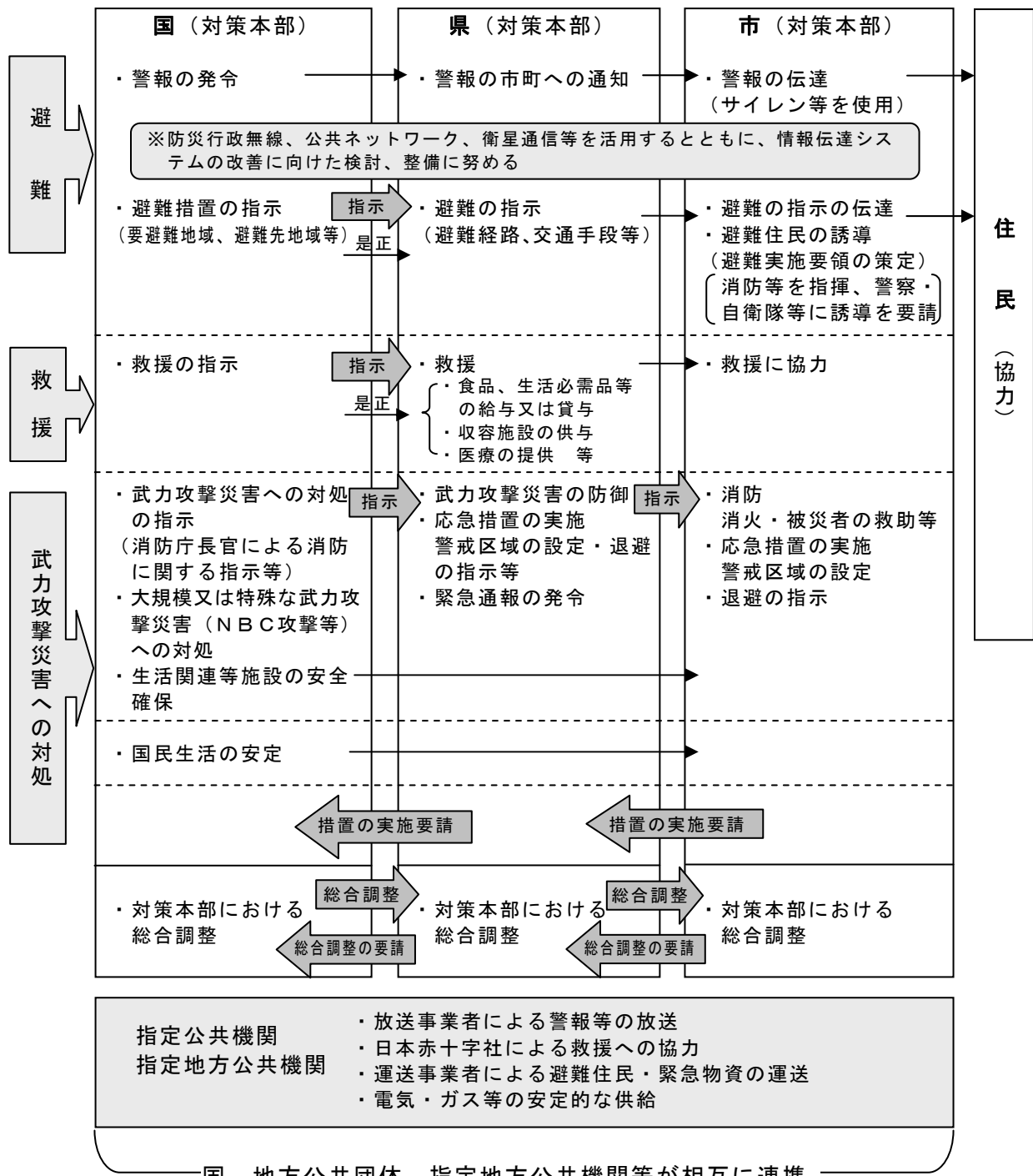
《総論》 2 国民保護措置に関する基本方針

(9) 市地域防災計画の活用

市は、国民保護措置が現行の今治市地域防災計画（地震・津波災害対策編、風水害等対策編）（以下「市地域防災計画」という。）における自然災害への対応と共通した事項が多いことから、この計画に定める取組を活用するよう努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。



国、地方公共団体、指定地方公共機関等が相互に連携

国民の保護に関する措置の仕組み

○市の事務又は業務の大綱

機関の名称	市の事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 国民保護措置に必要な物資及び資機材の備蓄 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

○県の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格安定等のための措置その他

機関の名称	事務又は業務の大綱
県警察本部	の国民生活の安定に関する措置の実施
	10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
	11 各種情報の収集分析
	12 交通規制
	13 犯罪の予防・社会秩序の維持
	14 住民の避難誘導

○指定地方行政機関の事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 5 被災地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握
四国財務局 （松山財務事務所）	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設復旧事業費の査定の立会
神戸税関 （松山税関支署、今治税関支署、新居浜税関支署）	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
中国四国厚生局 （四国厚生支局）	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛媛労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策 2 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督 3 事業場における労働災害発生状況の把握 4 被災事業所用救急薬品の確保等援助措置

《総論》 3 関係機関の事務又は業務の大綱等

機関の名称	事務又は業務の大綱
中国四国農政局 (愛媛支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
四国森林管理局 (愛媛森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材(国有林材)の調達・供給
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保 3 被災中小企業の振興
中国四国産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気事業に関する復旧促進
中国四国産業保安監督部 四国支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督 3 危険物等の保全
四国地方整備局 (松山河川国道事務所、大洲河川国道事務所、松山港湾・空港整備事務所、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧 4 応急復旧用資機材の備蓄の推進 5 関係機関との連携による応急対策の実施 6 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 7 緊急輸送を確保するために必要な港湾等の計画的整備
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整及び輸送のあっせん 2 運送施設及び車両の安全確保
大阪航空局 (松山空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 3 被災時における人員、応急物資の空輸の利便確保
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第六管区海上保安本部 (今治海上保安部、尾道海上保安部、呉海上保安部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置

○自衛隊の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (中部方面総監部)	1 武力攻撃事態等における侵害の排除 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等
海上自衛隊 (呉地方総監部)	
航空自衛隊 (西部航空方面隊司令部)	

○指定公共機関の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人 国立病院機構 (四国がんセンター、愛媛医療センター)	1 医療の確保
日本銀行 (松山支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
日本赤十字社 (愛媛県支部)	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答 3 応援救護班の派遣又は派遣準備 4 被災者に対する救援物資の配給 5 血液製剤等の確保及び供給のための措置 6 赤十字奉仕団等に対する救急法等講習の指導
日本放送協会 (松山放送局)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送
日本郵便株式会社 (四国支社)	1 郵便の確保 2 郵便事業の運営
西日本高速道路株式会社 (四国支社)	1 高速自動車国道・一般有料道路の改築、維持及び修繕 2 高速自動車国道・一般有料道路の管理及び災害復旧
本州四国連絡高速道路株式会社 (しまなみ今治管理センター)	1 国道 317 号有料部分の改築、維持及び修繕 2 国道 317 号有料部分の管理及び災害復旧
四国旅客鉄道株式会社 (愛媛企画部) 日本貨物鉄道株式会社 (四国支店)	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配

《総論》 3 関係機関の事務又は業務の大綱等

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社 (愛媛支店) 株式会社NTTドコモ (四国支社) KDDI株式会社 (四国総支社) ソフトバンクモバイル 株式会社 (四国技術部)	1 避難施設における電話、その他通信設備の臨時設置 における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信 の優先的取扱い
四国電力株式会社 (伊方発電所、西条発電 所、松山支店、宇和島支 店、新居浜支店) 中国電力株式会社 (本社)	1 電力施設等の保全 2 電力供給の確保 3 被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保 4 電力施設の武力攻撃災害予防措置及び広報の実施
電力広域的運営推進機関	1 電力供給の確保
電源開発株式会社 (西日本支店高松事務所)	1 電力施設の保全及び復旧
ジェイアール四国バス 株式会社 (松山支店)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
日本航空株式会社 (松山支店) 全日本空輸株式会社 (松山支店)	
佐川急便株式会社 (松山営業所) 四国西濃運輸株式会社 (松山支店) 日本通運株式会社 (松山支店) 四国福山通運株式会社 (松山東支店) ヤマト運輸株式会社 (愛媛主管支店)	

○指定地方公共機関の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国ガス株式会社 (今治支店)	1 ガス施設等の保全 2 ガス供給の確保
伊予鉄道株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続 3 鉄道施設等の保全 4 被災時における旅客の安全確保 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配
一般社団法人 愛媛県バス協会 一般社団法人 愛媛県トラック協会 石崎汽船株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
一般社団法人 愛媛県医師会 一般社団法人 愛媛県薬剤師会 公益社団法人 愛媛県看護協会	1 医療の確保
一般社団法人愛媛県歯科 医師会	1 検視時の協力 2 医療の確保
南海放送株式会社 株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ 株式会社愛媛朝日テレビ 株式会社エフエム愛媛 今治シーエーティーブイ 株式会社	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

○その他（市内の公私の団体など）

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 今治市医師会	1 医療救護活動の実施の協力に関する事
一般社団法人 今治市歯科医師会	1 検視時の協力に関する事 2 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関する事

《総論》 3 関係機関の事務又は業務の大綱等

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 愛媛県薬剤師会 今治支部	1 医薬品の調達、供給の協力に関する事
社会福祉法人 今治市社会福祉協議会	1 ボランティア活動体制の整備に関する事 2 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関する事
公共交通機関（JR除く。）	1 災害対策用物資及び人員の運送の協力に関する事 2 災害時における旅客の安全確保に関する事
今治商工会議所 越智商工会 しまなみ商工会	1 被災商工業者の援護に関する事 2 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事
一般社団法人 愛媛県建設業協会 今治支部	1 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事 2 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関する事
今治造園建設業協会	1 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関する事 2 災害時における公共土木施設の復旧活動の協力に関する事
今治市管工事業協同組合	1 災害時における上下水道の復旧活動の協力に関する事
土地改良区	1 土地改良施設の整備及び保全に関する事
今治コミュニティ放送 株式会社	1 災害時における災害緊急放送の実施に関する事
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	1 共同利用施設等の保全に関する事 2 被災組合員の援護に関する事 3 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する事
病院等管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 災害時の病人等の収容、保護の実施に関する事 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事
社会福祉施設管理者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事 2 施設利用者の安全確保に関する事 3 福祉施設職員等の応援体制に関する事
危険物施設管理者 プロパンガス取扱事業者	1 危険物施設等の保全に関する事 2 プロパンガス等の供給の確保に関する事

○ 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先及び担当部署を示す。なお、事態対策本部（以下「国の対策本部」という。）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で通知される。また、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）の連絡先については、県国民保護計画とは別個に、一覧性を持った資料として保有しておくものとする。

【資料編 2 関係機関の連絡先】

- (1) 省庁・指定地方行政機関
- (2) 指定地方公共機関
- (3) 県（本庁及び主な地方機関）
- (4) 市町
- (5) 消防機関
- (6) 警察機関
- (7) 自衛隊
- (8) 今治市関係

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について記述する。

(1) 地形

本市は、愛媛県北部を占める高縄半島の東半分を占める陸地部と、芸予諸島南半分の島しょ部に位置している。陸地部で南西を松山市、南を東温市、南東を西条市と接し、島しょ部では北及び西を広島県、東を上島町と接している。

市域は、東西 25km、南北 45km で、面積は 419.13 km²である。

土地分類基本調査（「今治東部・今治西部」「三津・土生」「松山北部」国土庁）及び土地分類調査（「西条」経済企画庁）の地形分類図によれば、本市の地形は以下のように示されている。

本市陸地部の西部及び南部には高縄山地が分布し、その周辺には今治丘陵・今治台地が広がり、海岸部には今治平野が広がっている。

山地斜面は全般に急峻であるが、丘陵地の斜面は山地に比べてなだらかであり、丘陵地を中心として宅地造成による地形改変が進み、各地に人工地形がみられる。また、臨海部では、干拓や埋め立てにより新しい土地が形成されている。

越智諸島の地形特性は、標高約 100m 以上にあつて特に風化・浸食に強い変成古生層（ホルンフェルス）や細粒質花崗岩のため、ベレー帽のように取り残されている急傾斜地（山地）と、その台部にあつて、相対的に粗粒質な花崗岩類のためいち早く開析作用をうけた緩傾斜地（丘陵地）、そして海拔 10m 以下にあつて複雑な海岸肢節を埋める湾内堆積地（低地）の3地形が明瞭に区別されている。

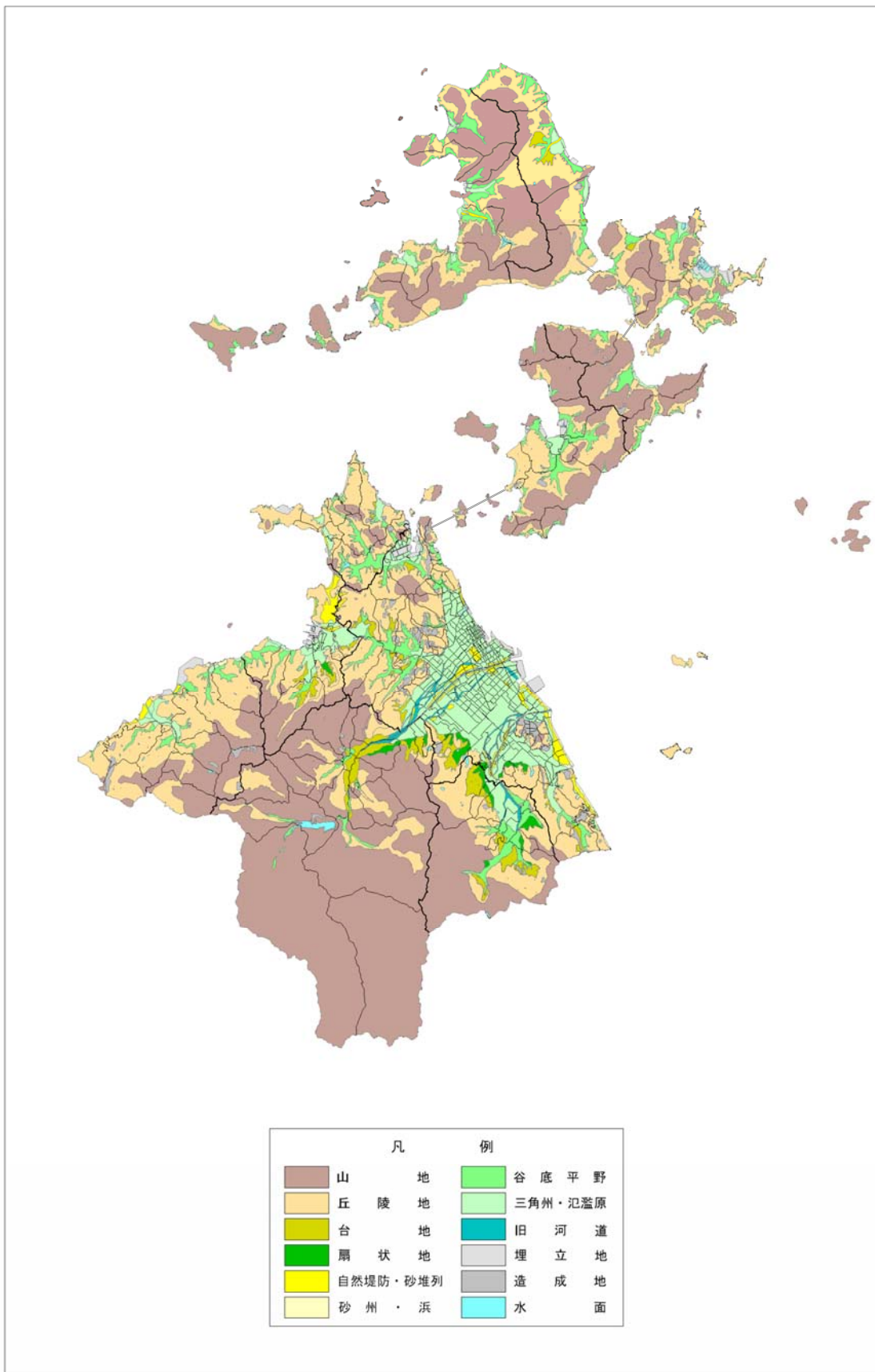
(2) 土地利用

陸地部のうち、市街地は住宅地・商工業用地として利用され、行政機関、JR 今治駅・重要港湾今治港等の交通拠点、事業所支店等の経済活動拠点、商店街や大規模商業施設等の集客施設、複数の学校が立地する。

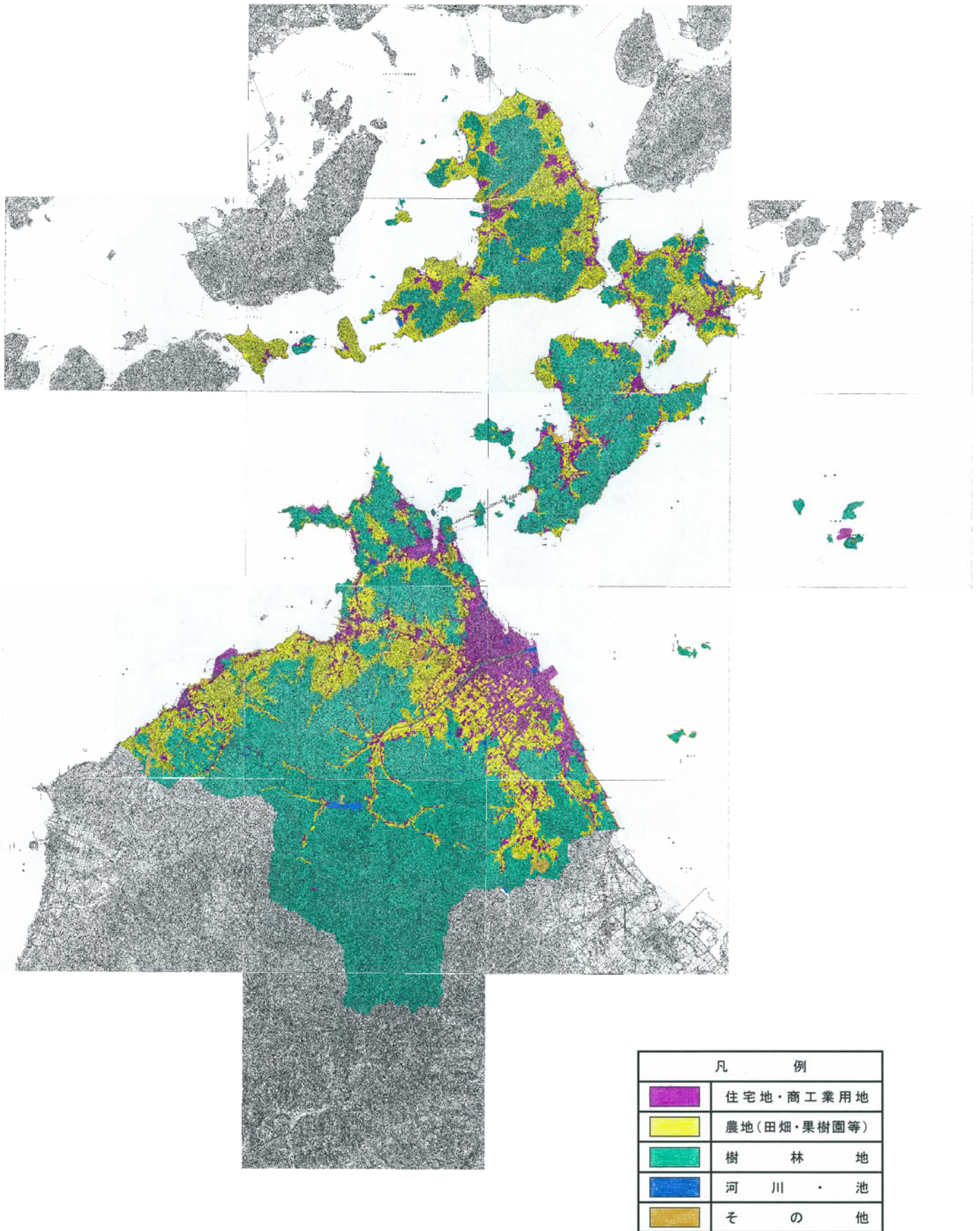
陸地部のうち、波止浜港から西部の沿岸部では、沿岸部の平地が市街地・工業用地として利用され、造船所、国家石油ガス備蓄基地（波方）・国家石油備蓄基地（菊間）等の石油コンビナートが立地している。丘陵地は農地として利用されている。

陸地部のうち、市の南西部の山地は、ほとんどが樹林地となっている。

島しょ部は、急峻な山地斜面は樹林地、なだらかな斜面は農地として利用され、地形がなだらかな沿岸の低地部に市街地が集中している。



地形分類図



土地利用（平成17年時点）防災アセスメントより

(3) 気候

本市は、瀬戸内海気候区に属し、温暖小雨の気候である。

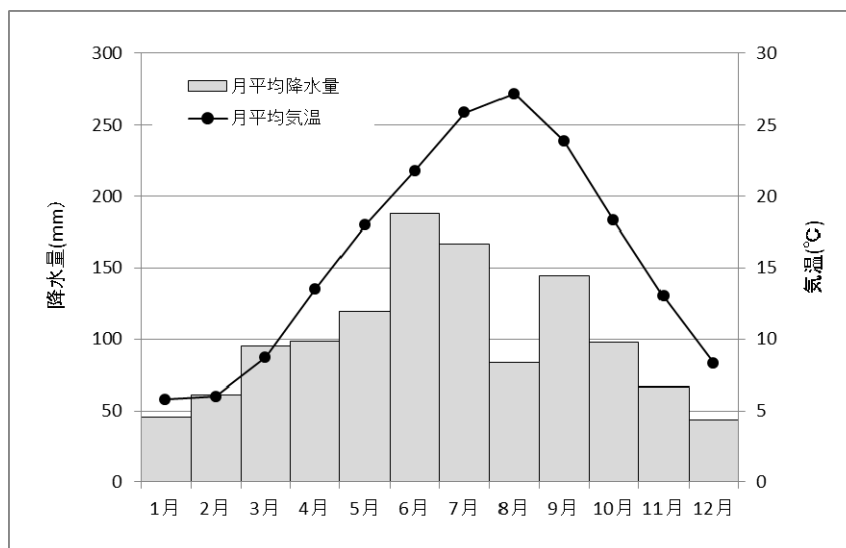
平成8～平成27年の20年間の年間平均気温は約16℃であり、最高気温は平成13年今治観測所の37.7℃で、最低気温は平成16年大三島観測所の-5.9℃となっている。

降水量は年間降水量が約1,200mmであるが、位置や年によりばらつきが見られる。日最大降水量は平成9年玉川観測所の243mmとなっている。

20年間（平成8年～平成27年）平均気温・降水量等

観測所	気温			降水量			風速		降水日数(日)
	平均(℃)	最高(℃)	最低(℃)	年間(mm)	日最大(mm)	時間最大(mm)	平均風速(m/s)	最大風速(m/s)	
今治	16.0	37.7	-5.4	1,249	150	49.5	1.7	13	104
大三島	15.5	37.4	-5.9	1,195	136.5	59.0	2.2	19	98
玉川	—	—	—	1,524	243	66	—	—	110

資料：気象庁



資料：気象庁

昭和56年～平成22年の30年平均値（今治観測所）

(4) 人口分布

人口は、市街地と沿岸の平地に集中している。

島しょ部の関前、大三島町、上浦町で65歳以上の割合が高くなっている。

区域別の65歳以上人口比率

区域	総 数		
	総数 (年齢不詳を含む。)	65歳以上	65歳以上の割合
今治	107,443	32,891	31%
朝倉	4,253	1,575	37%
玉川	4,919	1,862	38%
波方	8,717	2,917	33%
大西	8,426	2,605	31%
菊間	5,852	2,397	41%
吉海	3,540	1,601	45%
宮窪	2,527	1,017	40%
伯方	6,359	2,486	39%
上浦	2,734	1,427	52%
大三島	2,941	1,568	53%
関前	403	290	72%
合計	158,114	52,636	33%

平成27年国勢調査より

(5) 道路の位置等

幹線道路網は、松山市から本市を経て西条市へ至る一般国道196号及び松山市を起点に本市を経て、広島県尾道市に至る一般国道317号がある。また、高速道路網としては、松山自動車道から今治・小松自動車道を経由して今治湯ノ浦ICまで、及び西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）により、今治ICから広島県尾道市の西瀬戸尾道ICまでが結ばれている。また、岡村島から広島県呉市までは、県境をまたぎ、安芸灘諸島連絡架橋（安芸灘とびしま海道）で結ばれている。

陸地部と大三島・伯方島・大島では、国県道により海岸線に沿って道路網が形成されている。

市中心部では、海岸線に沿って幹線道路が並び、碁盤目状の道路網が形成されている。

市南西の山間部では、菊間・大西・朝倉から山地を越え一般国道196号に接続する道路網となっている。

(6) 鉄道、港湾の位置等

鉄道は、JR予讃線が海岸沿いを走っており、西は松山市や宇和島市、東は高松・岡山方面を結んでいる。

港湾は、今治港から島しょ部、さらに島しょ部から対岸の中国方面へ旅客航路が結ばれている。また、今治港富田地区には船舶の大型化や貨物のコンテナ化に

対応した多目的国際ターミナルが整備されており、釜山との間に定期コンテナ航路が開設されている。

(7) 自衛隊施設

県内の自衛隊施設は、松山駐屯地が松山市南梅本町に所在し、松山駐屯地には、第14旅団（香川県善通寺駐屯地）指揮下の第14特科隊等が駐屯している。

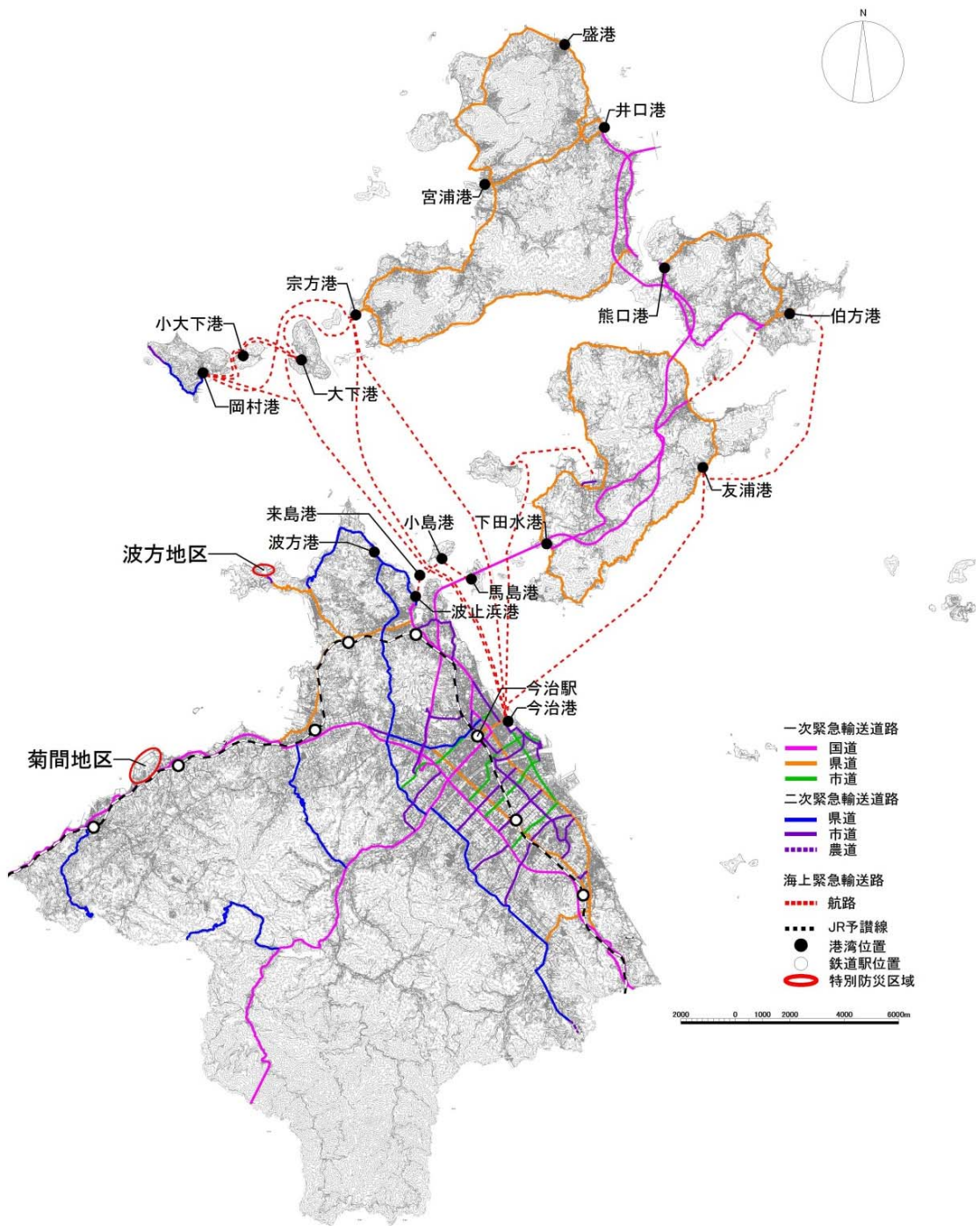
また、自衛隊愛媛地方協力本部が松山市三番町に存在する。

(8) その他

石油コンビナート等特別防災区域

市内には、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）として、今治市波方町の西端に位置する波方地区、今治市市街地から西方約13km離れた海岸線に位置する菊間地区の2地区がある。

各地区の業態は、波方地区は倉庫業（石油製品、LPガス等の貯蔵）、菊間地区は石油精製業・倉庫業（原油備蓄）となっている。



市内の幹線道路（緊急輸送道路）、鉄道、港湾、特別防災区域等位置図

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画においても想定されているこれらの事態を対象とする。

(1) 着上陸侵攻

着上陸侵攻は、戦略的に重要な地域を占領するための本格的な侵攻事態であり、成功させるための要件としては、海上・航空作戦での優位を獲得するほか、着上陸侵攻に適した港湾・海岸線等が存在すること、侵攻部隊の戦力を支援する兵站の確保、着上陸させる戦力を有していることなどが必要不可欠な軍事行動である。

本市は瀬戸内海に位置するといった地理的条件などから、本市に対し直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃は、兵力を潜入させて行う不正規型の武力攻撃であり、この攻撃のパターンとして、不正規軍であるゲリラや正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、政経中枢への急襲などが考えられる。

本市への侵攻のパターンとしては、ひそかに小規模な要員を分散・潜入させて、市内において態勢を整えた後、所定の行動に移す小規模分散型の侵攻が考えられるが、発生する事態については、大規模テロなどの緊急処理事態で扱う事態と類似するものとして扱うこととする。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を遠くまで投射することが可能であることから、通常の弾頭をもって目標を破壊するだけでなく、NBC弾頭（核・生物・化学兵器）などの大量破壊兵器の運搬手段として使用される可能性がある。弾道ミサイル攻撃は、大都市、政経中枢等戦略的に重要な目標に対して行なわれるものと考えられる。しかし、本市においても弾道ミサイル攻撃がなされる事態は否定できない。

(4) 航空攻撃

航空攻撃は、着上陸侵攻に付随する航空攻撃と単独での航空攻撃が想定され、市内沿岸には、戦略目標となる石油コンビナートや造船所などが位置し、それが攻撃目標になり得る。しかし、本市の場合は、攻撃対象が点在することから、大規模で、かつ反復・継続的に行われる航空攻撃よりも、単発的で地域も限定された攻撃が考えられる。

以上のことを踏まえ、市内で起こりうる武力攻撃事態を次のとおりとする。

武力攻撃事態		
	一般的に考えられる事態	市内で起こりうる事態
(1) 着上陸侵攻	着上陸侵攻が想定されるのは、内海より外海の沿岸や外周離島の可能性が高い。	沿岸部からの市街地や島しょ部への侵攻、占領が想定されるが、継続的な兵站補給等に制約が大きいことから可能性は低い。
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	高度に都市化・市街地化が進んでいる我が国に対し、ゲリラや特殊部隊による都市部への攻撃や、破壊工作が想定される。また、交通の要衝、離島の占領等の攻撃が想定される。ゲリラや特殊部隊の輸送には航空機、各種船舶などが使用される。	ゲリラや特殊部隊の侵入による石油コンビナート、造船所等の施設や行政施設等への破壊工作、あるいは海峡等の一時占拠による船舶への攻撃などが想定される。 この場合、侵入経路としては本市への直接的な侵入に限らず、他地域に侵入後、本市への攻撃も想定される。
(3) 弾道ミサイル攻撃	混乱や恫喝という政治目的においては攻撃目標として政治・経済・産業の中核となる大都市や大規模工業地帯のほか地方都市等も対象となりうる。 通常弾頭のほかにNBC弾頭（核、生物、化学兵器）が使われることもある。	混乱や恫喝という政治目的においては、石油コンビナートや市街地等に対する攻撃が想定される。
(4) 航空攻撃	混乱や恫喝という政治目的においては、政治・経済・産業の中核となる大都市、大規模工業地帯及び地方都市等も攻撃目標となりうる。	混乱や恫喝という政治目的においては、石油コンビナートや市街地等に対する攻撃が想定される。

2 緊急対処事態

基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画においても想定されているこれらの事態を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム
の破壊 など
- イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破 など

(2) 攻撃手段による分類

- ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム（一種の放射性物質飛散装置であり、目標箇所に放射性物質を
飛散させるため、通常様式で爆発させるもの）等の爆発による放射能の拡散、
炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤
の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
弾道ミサイル等の飛来

以上のことを踏まえ、市内で起こりうる緊急対処事態を次のとおりとする。

緊急対処事態			
		一般的に考えられる事態	市内で起こりうる事態
(1) 攻撃の対象施設等による分類	ア 危険性を内在する物質を有する施設	<p>大量の放射性物質等の放出による被爆、爆発や火災の発生による被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船（LPG運搬船等）への攻撃 ・ダム破壊など 	<ul style="list-style-type: none"> ・菊間国家石油備蓄基地 ・波方国家石油ガス備蓄基地 ・石油コンビナート（波方、菊間） ・危険物貯蔵施設、造船所 ・玉川ダム、台ダムなどへの破壊活動
	イ 多数の人が集まる施設等	<p>爆破や、施設崩壊に伴い多大な人的・物的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・航空機・列車等公共交通機関の爆破 ・学校の爆破など 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR、フェリー乗り場等のターミナル駅 ・スポーツ、レジャー施設、イベント会場 ・学校 ・大規模商業施設などへの破壊活動
(2) 攻撃の手段による分類	ウ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（NBCの拡散・散布等）	<p>国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地、公共交通機関等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入など 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地、公共交通機関等でのNBC拡散・散布 ・ダムや浄水場への毒物・細菌等の混入
	エ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空自爆テロ等）	<p>国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 ・日本の政治、経済において象徴的な施設の破壊活動 ・原子力発電所の破壊活動など 	<ul style="list-style-type: none"> ・菊間国家石油備蓄基地 ・波方国家石油ガス備蓄基地 ・石油コンビナート（波方、菊間） ・危険物貯蔵施設、造船所 ・玉川ダム、台ダムなどへの破壊活動